

おしらせ 版

245

No.877
平成26年7月15日

編集・発行／茨城町総務企画部まちづくり推進課
〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748

★農地法許可制度のお知らせ★

農地を農地以外のもの（宅地・駐車場・資材置場・太陽光発電など）にする場合は、事前に農地法第4条・5条の規定による届出または許可の手続きが必要です。

☆農地法の許可が必要なとき…

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
3条	農地の所有権の移転または権利の設定をする場合	譲受人（借受人） 譲渡人（貸付人）	町農業委員会
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用する者 （農地所有者）	茨城県知事 （4ha以上は 農林水産大臣）
5条	農地等を転用する目的で 売買等を行う場合	転用する者（譲受人・借受人） 農地所有者（譲渡人・貸付人）	

（注1）市街化区域内の農地等の転用は、町農業委員会にあらかじめ届出を行えば許可は必要ありません。

（注2）2haを超え4ha以下の農地の転用は、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています。

（注3）転用については、他法令の許可が必要な場合があります。

（注4）許可後において転用目的を変更する場合等には、事業計画の変更の手続きを行う必要があります。

注！意

農地は現況主義が原則です。

「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい（農地法第2条）、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地・不耕作地）も含まれます。例えば、登記簿地目が山林等であっても、農地として耕作した土地は農地法が適用されますので、農地以外に転用しようとする場合には、農地法の許可が必要になりますので、ご注意ください。

☆もしも許可を受けずに転用をしたり、許可どおりに転用しなかったら…

○無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の停止や原状回復等を命じられる場合があります。

（農地法第51条）

○個人の場合は3年以下の懲役や300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金という罰則の適用もあります。

（農地法第64条・第67条）

【問合せ先】 農業委員会事務局（茨城町役場内 1階 8番窓口） ☎ 029-240-7117